

マテバ 安心 サポート

生活における様々なトラブルを
24時間365日サポートします！



サービス提供会社
マテバ株式会社



マテバ 安心 サポート

～ 24 時間 365 日出動の安心サポートサービス ～

新しい部屋、新しい暮らし。環境もライフスタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブル・災害や事故などはつきものです。

「マテバ安心サポート」はそんな万が一のトラブルや事故に備えたサポートシステムです。カギの紛失や、水まわりのトラブル、不注意によるガラスの破損、法律に関するご相談から健康カウンセリングまで、いつ起こるかもしれないトラブルに「マテバ安心サポート」がお応えします！

駆け付けサービス



カギのトラブルサポート

- カギを紛失して自宅に入れない!
- 外出先にカギを忘れてきてしまった!

※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の公的身分証明の提示が必要です。
 ※ 合鍵の作製はできません。
 ※ マンションのオートロックは作業対象外です。



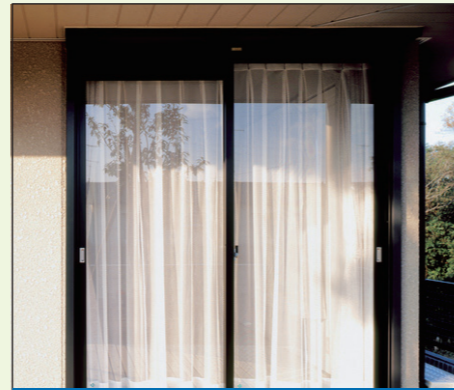
水まわりのトラブルサポート

- 蛇口から水がもれて止まらない!
- 排水溝が詰まってしまった!
- トイレのタンクが故障して水が出ない!
- トイレが詰まった! 水があふれた!
- 台所の詰まりで水が流れない!

例：トイレが詰まった場合

一般的な価格 **16,500円**

会員価格 **無料**



ガラスのトラブルサポート

- 泥棒の侵入でガラスが割られた!
- 子供がガラスを割ってしまった!
- 自然災害でガラスが割れた!
- ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!

※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができません場合がございます。

例：ガラスを割ってしまった場合

一般的な価格 **20,350円**

会員価格 **ガラス代実費**

例：カギをなくした場合(夜間)

一般的な価格 **19,800円**

会員価格 **無料**

例：トイレが詰まった場合

一般的な価格 **16,500円**

会員価格 **無料**

例：ガラスを割ってしまった場合

一般的な価格 **20,350円**

会員価格 **ガラス代実費**

トラブル電話サポート



電気のトラブルサポート

- ブレーカーが落ちた!
 - 突然電気が消えた!
 - TVが映らない!
- ※ 特殊な電気機器(配電盤・分電盤等)の故障は、別途部材発注の可能性があるため、対応はできかねる場合がございます。
 (停電・電気料金の未払い等は、電力会社の対応となります。)
 ※ 建物設備以外は、サービス対象外となります。
 ※ ブレーカーの修復で解決しない、建物設備に関するトラブルは管理会社様へご連絡してください。



ガス・給湯器のトラブルサポート

- お風呂のお湯が出ない!
 - コンロが点火しない!
 - 元栓をひねってもお湯が出ない!
- ※ 緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応となりますので、対応はできかねる場合がございます。
 ※ 機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡してください。



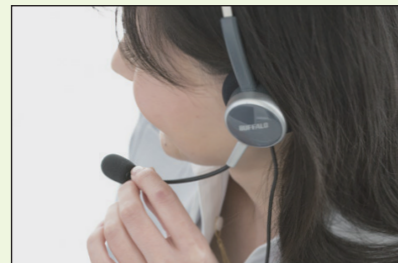
健康・医療相談

- 不意にケガをしてしまった。 応急処置はどうすればいいの?
 - 急な発熱、とりあえずどうしよう?
 - ストレスがたまって精神的にまいってしまった!
- ※ 当社で直接対応はいたしません。
 ※ 個別の相談料は実費となります。



ダイヤル案内

- 訪問販売がしつこくてついつい契約をしてしまった!
 - 出会い系サイトから不当請求がきて困っている!
- ※ 当社で直接対応はいたしません。
 ※ 個別の相談料は実費となります。
 ※ ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。



在宅確認サポート

- 一人暮らしをしている子供に連絡がとれなくて心配! 在宅確認をして!
- ※ あくまで玄関前までの出動対応となります。
 ※ 部屋内に入つての確認は一切行いません。
 ※ 一親等以内の親族が対象となります。



バックアップサポート

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら!
 同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のために
再入居費用として一律 10万円 を負担!
 ※ ご契約いただいた販売店からの再入居が条件となります。
 ※ ご利用は契約期間中1回のみとさせていただきます。 ※ 警察への被害届の申請が必要となります。

無償対応範囲と有償対応範囲について

- 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)が無料となります。
- 有償対応範囲…60分超の作業料金(10分につき、1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金となります。
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

トラブル発生から
解決までの流れ

トラブル発生!
フリーダイヤル
☎0120-048-300

コールセンター
入居者の過失や事故に対して
出張・作業を会員価格で対応!!

トラブル解決!

お問い合わせフリーダイヤル 24時間・365日対応

0120-048-300

お客様の声

学生さんに多いトラブル

- 1. カギのトラブル**
 - 実家にカギを忘れてしまい、自宅に入れない。
- 2. 水まわりのトラブル**
 - 排水溝が臭う。
 - トイレが詰まってしまった。
- 3. ガスのトラブル**
 - 突然、お湯が出なくなりました。

こんなご相談もありました！
○ バイクでケガをしましたが、何処に電話をしていいのかわからない。

ファミリーに多いトラブル

- 1. 水まわりのトラブル**
 - 台所の排水溝が詰まってしまった。
 - 排水溝が臭う。
- 2. カギのトラブル**
 - 家族がカギをなくして、防犯のためにもカギ（シリンダー）を交換したい。
- 3. ガスのトラブル**
 - 突然、お湯が出なくなりました。

こんなご相談もありました！
○ 子供が突然熱を出してしまったので、近くの病院を教えてください。

社会人の一人暮らしに多いトラブル

- 1. カギのトラブル**
 - 外出先（レジャーなど）でカギを紛失してしまった。
- 2. ガスのトラブル**
 - 突然、お湯が出なくなりました。
- 3. 水まわりのトラブル**
 - トイレが詰まってしまった。

こんなご相談もありました！
○ レンタカーを借りられる場所を知りたい。

JBR NET ご利用方法

上記掲載しているサービスはほんの一部です。詳しくはこちらから検索ください。

JBR NET

STEP 1 「JBR NET」トップページ
トップページが表示されましたら、ログインをクリックします。



STEP 2 ログインページ
ログインページが表示されたら、会員氏名・生年月日・お申込日を入力し、ログインボタンをクリックします。



お得情報満載!! 今すぐアクセス!!

パソコン・スマホの方はこちらから
会員様専用HP
<https://www.jbr-members.com>

QRコード読み込みアプリで右記のQRコードを読み込むと簡単にアクセスできます。

スマホ用QRコード

? ご契約者さまログイン(会員番号のわからない方)

会員氏名: 会員証の裏面記載の会員氏名を姓名の間にスペースを入れずに入力してください。

生年月日: ご契約者さまの生年月日を選択してください。
2018年 4月 2日

申込日(記入日): 会員証の裏面記載の申込日を選択してください。
2018年 4月 2日

本通信はSSLによって暗号化され、個人情報を保護します。

JBR NET

利用回数制限無し! 全国で利用できる優待割引!
さまざまな施設の利用割引や優待サービスが受けられる!

対象施設 全国 8,000箇所以上!

リゾートを満喫!
国内・海外のホテル、パッケージツアーなど、
会員限定のお得な特典!

※写真はイメージです。

トラベル
海外パッケージツアー

最大10% OFF!!

ベネフィット・ステーション パッケージツアーデスク

エステ
一般料金より
最大30% OFF!!
スポーツクラブ NAS

健康
24時間365日
電話&メールで
相談無料
24時間心と体の相談デスク

映画
MOVIX
特別団体鑑賞券
大人1枚 ¥1,800
¥1,300
MOVIX(ムービックス)

グルメ
会員特典
竜田ミックスプレゼント!!
ピザラ

レンタカー
一般料金より
最大55% OFF!!
ニッポンレンタカー

※上記の掲載内容は一部の対象施設です。※掲載内容は予告なく、変更及び終了する場合がございます。※掲載内容は2018年4月時点の情報です。

すまいレスキュー保険C (家財保険)

<p>1 火災</p>	<p>2 落雷</p>	<p>3 破裂または爆発</p>	<p>4 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ</p>	<p>5 風災・ひょう災 雪災 ※家財の損害額に条件はありません。</p>
<p>6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊</p>	<p>7 騒じょうなど</p>	<p>8 家財の盗難 ※1事故、50万円限度。</p>	<p>9 通貨の盗難 ※通貨は1事故、1世帯20万円限度。</p>	<p>10 預貯金証書の盗難 ※預貯金証書は1事故、1世帯ごとに保険金額を限度。</p>
<p>11 いたづら ※1事故、30万円限度。</p>	<p>12 水害 ※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。</p>	<p>13 持ち出し家財保険金 一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合</p>		

すまいレスキュー保険C (賠償責任保険)

<p>14 家主様への賠償責任 火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合</p>	<p>15 第三者に対する賠償責任 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合</p>
--	--

さらに次の費用保険金等が付帯されます。

臨時費用	修理費用(※借用住宅に限ります)
水道管等修理費用	地震火災費用
ドアロック交換費用	ビッキング防止費用
残存物清掃費用	近隣見舞費用
緊急避難費用	洗面台交換費用
ガラス交換費用	便器交換費用
浴槽交換費用	遺品整理費用
損害防止費用	

- 家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。(※ただし貴金属などは時価額で評価します)
- 損害保険金等をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。
- 修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害(50万円限度)」を含みます。
- このパンフレットはすまいレスキュー保険Cの概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
- このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険C以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険Cの付帯サービスではありません。

レスキュー損害保険株式会社

URL <https://www.rescue-sonpo.jp/>
ご契約内容のご連絡は TEL : 03-6910-3277

RB01-018(1) 2022.03

すまいレスキュー保険C (家財保険・賠償責任保険) 補償内容について

保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額150万円)	保険金をお支払できない 主な理由	
家財保険	損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧家財の盗難 家財 ⑨通貨の盗難 通貨 ⑩預貯金証書の盗難 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合 ⑪いたづら 第三者によるいたづらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合 ⑫水害 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合 家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額(1個(組)ごとに30万円限度) 損害額：1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は1個(組)ごとに30万円を限度 1事故、1世帯ごとに20万円を限度 1事故、1世帯ごとに保険金額を限度 1事故につき30万円を限度 損害額×100%：保険金額を限度 保険金額×10%を限度 保険金額×5%を限度 損害額×100%：保険金額を限度	●ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ●家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ●家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 ●持ち出し家財である自転車の盗難 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ●上記以外の放射性放射または放射能汚染など ●洗面台交換費用保険金 ●詰まりによる破損または汚損など ●便器交換費用保険金 ●詰まりによる破損または汚損など ●浴槽交換費用保険金 ●詰まりによる破損または汚損など
	持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合	1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度	
	臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金を支払われる場合	損害保険金×5%を限度	
	修理費用保険金	上記①～⑥、⑧～⑩の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	
	水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度	
	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半壊以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度	
	ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	
	ビッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたづらにあり、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	
	残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金を支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	
	近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	
	緊急避難費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金を支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	
	洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	
	ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	実費：1事故につき100万円を限度	
便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度		
遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度		
損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	
賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額(法律上の賠償責任の額)1,000万円を限度 ※偶然な事故により被保険者が住宅を損壊させた場合は、火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故による漏水は1,000万円を限度とし、その他の事故は100万円を限度とします。 ●ご契約者や被保険者の故意 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●被保険者と同居する者に対する賠償責任など ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任	

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…

●すまいレスキュー保険C 事故受付専用ダイヤル (フリーコール)
0120-123-030 24時間/年中無休

すまいレスキュー保険C 保険金のお支払い例

家財の損害

○ 保険金をお支払いする主な例

火災を起こし、家財が焼失してしまった。

火災による家財の損害を補償致します。



隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。

類焼による家財の損害を補償致します。

上階からの漏水でテレビが故障してしまった。

他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。



台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。

風災による家財の損害を補償致します。



デパートでひったくり被害にあい、カバンを盗まれた。

一時的に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。
※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除きます。
※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。



✕ 保険金をお支払いできない主な例

地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。

地震による損害は、補償の対象外となります。



隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した。

自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。



雨漏りでテレビが、故障してしまった。

雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。

窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。

単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。

デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。

費用保険金等

○ 保険金をお支払いする主な例

誤って借用戸室の窓ガラスを割ってしまった。
[100万円限度]



寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した。
[100万円限度]



化粧ピンを落とし、洗面台を破損してしまった。
[100万円限度]
※交換した場合が対象です。



誤って、浴槽を破損させてしまった。
[100万円限度]
※交換した場合が対象です。



誤って、便器を破損させてしまった。
[100万円限度]
※交換した場合が対象です。



凍結により、水道管や給湯器が破損した。
[10万円限度]



部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。
[3万円限度]



✕ 保険金をお支払いできない主な例

老朽化により、給湯器が故障してしまった。

老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。

結露を原因として、借用戸室にカビの損害が発生した。

カビによる損害は補償の対象外となります。



外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。

鍵の紛失は補償の対象外となります。

地震により、化粧ピンが落ち、洗面台が破損してしまった。

地震による被害は、補償の対象外となります。

原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。

原因調査費用は、補償の対象外となります。

入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払いする主な例

洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床に損害を与えてしまった。



火災を起こし、借用戸室を焼失させてしまった。



ガス爆発を起こし、借用戸室に損害を与えてしまった。



洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。

家主様に対する賠償責任

ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。



借用戸室で転倒して、ドアを破損させてしまった。



室内の模様替えの作業中、あやまって壁に穴をあけてしまった。



あやまって家具を落とし、床に穴をあけてしまった。



幼児が物を投げて、ドアに穴があいてしまった。



✕ 保険金をお支払いできない主な例

排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。

老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。

自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。

自動車事故による損害は、補償の対象外となります。



勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。

職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。

借用戸室の使用により
不可避免的に生じる損害

- ・タンスを置いていた場所にへこみ跡が残った。
- ・喫煙により、壁紙が変色した。

借用戸室の自然の劣化や
消耗によって生じた損害

- ・日焼けにより畳が変色してしまった。
- ・部屋の壁紙が経年により、はがれてきた。
- ・老朽化により、給湯器が故障してしまった。
- ・結露が生じたため、床や壁にカビが生えた。

単なる外観上の損傷で、
借用戸室の機能に直接関係のない損害

- ・室内の模様替え作業中、壁紙に傷をつけてしまった。
- ・飼猫が壁をひっかけ、傷跡が残った。

偶然な事故によるものではない損害

- ・壁の釘穴を補修した。

重要事項説明書（被保険者向け）[契約情報]

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を

差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

14 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさないで下さい。
- 賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただけます。
 - ①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社
0120-123-030（通話料無料）【受付時間 24時間365日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

- 個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- お客様に関する情報の利用目的について
お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用いたします。
 - ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い
 - ③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等
- お客様に関する情報の外部への提供について

当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
- ③再保険の手続きをするために再保険会社(外国を含む)に提供する場合 等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧ください。以下へお問い合わせください。

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】

レスキュー損害保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

TEL 03-6910-3277

第1章 総則

第1条 (規約)

- この規約は、マテバ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「マテバ安心サポート（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。
- 当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
- 本サービスは「入居者向け緊急サポートサービス」および「すまいレスキュー保険C」により構成され、それらの提供会社は以下のとおりです。
 - 「入居者向け緊急サポートサービス（カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート、在宅確認サポート、相談サービス）」サービス提供会社：業務提供先（ジャパンベストレスキューシステム株式会社）
 - 「すまいレスキュー保険C」引受保険会社 レスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）

第2条 (会員及び契約成立)

- 会員とは、本規約に同意の上、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めたといい、申込日をもって契約が成立するものとします。ただし、当社が申込みを承諾しない旨を通知した場合は、申込日に遡って無効となります。なお、会員が事業を目的として物件を賃貸借している場合にはご入会いただけません。
- 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 本サービスの申込者が当社に登録するサービス対象となる物件（以下、「対象物件」といいます）に居住されない場合、申込者は対象物件に居住される方（以下「居住者」といいます。）を会員として本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、申込者が本サービスの契約者、居住者を会員として登録を行うものとし、その旨当社の承諾を得るものとします。なお、申込者は、本規約の内容を十分理解し、会員となる居住者及び同居の家族にその内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第3条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 (利用者)

- 本サービスは、対象物件に居住する会員とその同居家族のみが利用（以下「利用者」といいます。）することができます（なお、同居家族とは、申込時に登録され当社が承諾した方（以下「同居家族」といいます。）をいいます。ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員及び利用者本人のみ利用することができます。）
- 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書（以下「身分証明書」といいます。）による本人確認が必要となります。

第5条 (会費、本サービスの失効)

- 本サービスの月額会費は申込書に記載のとおりとし、当社指定の方法で指定の期日までに支払うものとします。
- 会費の支払を怠った場合、会費未納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。なお、居住者が会員である場合、当社は賃借人に対して請求できるものとします。会費未納期間が2か月を経過した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。
- 支払済の会費は、退会、会員資格の終了、その他会員都合による場合は、返金に応じかねます。

第6条 (利用・更新可能期間)

- 本サービスの有効期間は、入会日から1か月間です。
- 契約を更新する場合は、当社の定める指定期日までに次月分の会費をお支払いいただくこととします。
- 会費お支払後に退会された場合、本サービスのご利用可能期間は退会日までとなります。なお、その際日割りでの会費の返金はありません。予めご了承ください。

第7条 (変更の届出)

- 会員は、当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出を行うものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第8条 (会員資格の取消)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- 不正な行為があった場合
- 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁にかけるといった行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- 暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- 申込み後2ヶ月を経過しても会費を支払わない場合
- 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第9条 (個人情報保護)

- 当社は本サービスの運営において知り得た会員及び利用者（以下、「会員等」といいます。）の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
 - 当社事業活動における各種サービスを提供するため
 - 会員等に対して、当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
 - 会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
- 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
 - 会員等が同意している場合
 - 個人情報保護法その他の法令により必要と判断された場合
- 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。
- 当社は、会員等またはその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員等の個人情報の取り扱いにつきましては、プライバシーポリシー (<https://mateba.jp/pp/>) をご確認ください。

第10条 (免責)

- 当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
 - 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
 - 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
 - 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかけるといった行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

- 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
- 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- 天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
- 会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域に変更になった場合
- その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第11条 (反社会的勢力の排除)

- 会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
 - 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 会員等が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた要求行為
③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
- 当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、この規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 相談サービス規約

第12条 (目的)

相談サービスは、第13条に定める事項に関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対して下記の情報の提供を行います。

- トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内
- 病院、行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
- その他、トラブル解決のために必要な情報

第13条 (サービス内容)

- 当社が対応する相談サービスは下記のとおりです。ご相談窓口は専用フリーダイヤルまでご連絡ください。
 - 健康・医療相談サービス
 - パソコンのトラブル相談サービス

- 健康・医療相談サービスとは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診察・診療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
- 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。
- 前各項のサービスのほか、対象物件の周辺情報や注意喚起を発信することがあります。
- 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
 - 恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項
 - 法令や社会通念に反する事項
 - 前号のほか、弁護士法、税理士法等その他法令上業として提供することが禁止されている事項
 - その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第14条 (利用料金)

- 会員は本サービス有効期間内において、第13条所定のサービスを無償で利用することができます。
- 相談サービスは情報の提供を目的としたものであり、情報提供後を超えて生じる下記の費用等については、会員等本人のご負担となります。
 - 書類申請等にかかる費用等
 - 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - その他、紛争解決のために発生する費用

第15条 (免責)

- 相談サービスにおいて当社が会員等に提供した情報は、会員等がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、解決をお約束するものではありません。また、情報の利用についての責任の一切は、会員等の自己責任のもと会員等本人に帰属するものとします。
- 当社以外の第三者が行った役務提供については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
- 当社は、相談サービスからの情報に基づき会員または第三者に発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第3章 カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートに関する規約

第16条 (サービス内容)

- カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートは、当該トラブルが発生した場合に、無償で駆けつけトラブル解決サポートを行うものです。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。
- 在宅確認サービスは、離れて暮らすご家族（会員の1親等内に限ります）が会員等と連絡が取れない場合に、対象物件へ訪問し、在宅状況を確認するものです。状況確認後、在宅有無をご家族へご報告します。

第17条 (免責)

- カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
 - 会員等本人以外の依頼
 - 災害・天災・暴動等に起因する依頼
 - カギの開錠の場合に会員等本人の立会いがない場合
 - 身分証明書の提示のない場合。また、身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
 - 対象物件にかかる賃貸部分以外に関する本サービスの依頼
- 在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
 - 在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合
 - 在宅確認に関して、1親等内の親族以外からの依頼
 - 在宅確認サービス本来の目的から逸脱した利用方法や、定期的または定常的な在宅確認を希望されるなど、利用頻度が著しく多いと当社が判断した場合
- 当社及び業務提携先は、カギ・水まわり・ガラスのトラブル

マテバ安心サポート 規約

サポート及び在宅確認サポートに関して、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- 当社に登録した同居家族が、当社への連絡なく同居でなくなった場合におけるトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第18条 (カギのトラブルサポートにおける補助金)

- カギのトラブルサポートに関して、依頼を受けた開錠作業にあたり技術上の困難を理由に会員が有料宿泊施設を利用せざるを得なくなってしまった場合、次項の条件を満たした場合に限り、会員が実際に負担した宿泊料金、及び利用宿泊施設への移動費の合計金額のうち最大10,000円(税込)までを宿泊補助金として支給いたします。
- 前項における宿泊補助金の給付条件は以下のとおりです。
 - 加入月を基準とする1年以内に同一の請求をしていないこと
 - 当社所定の申請書を用い、利用された宿泊施設の宛名・日付入りの領収書とともにご宿泊日から1か月以内(ご宿泊日を含む)に、当社へ提出すること
 - 宿泊施設のご利用について当社が合理的な理由に基づき適切であると判断すること
- 当社が宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社が申請を受理した月の翌月末日までに、会員本人名義の金融機関口座に宿泊補助金をお振込みいたします。

第19条 (カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポート料金表)

カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。

時間帯		区分	会員
基本出張料金	8:00～20:00	カギ・水まわり	無料
		ガラス	無料
	上記以外	カギ・水まわり	無料
		ガラス	無料
作業料金(60分以内)		-	無料
作業料金(60分以上)		-	実費
特殊作業料金		-	実費
部品代金		-	実費

(注) 在宅確認サポートは、会員等本人の1親等内の親族からの依頼に限りです。

(注) 作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに1,100円(税込)の費用が発生します。

第4章 再入居費用バックアップサポート

第20条 (制度の概要)

本制度は、マテバ株式会社(以下「当社」といいます。)と提携する不動産賃貸業者(以下「提携不動産賃貸業者」といいます)を介して「マテバ安心サポート」に加入した方(以下「会員」といいます。)に対して、『再入居費用バックアップサポート規約』(以下「本規約」といいます。)に定めた対象期間中に、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭ってから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産業者の仲介する賃貸物件に転居する場合に、その再入居費用の一部を提携不動産業者が負担する制度です。

第21条 (用語の定義)

本制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

- 「賃貸借入居者(入居者)」
提携不動産賃貸業者の仲介により居住する入居者で賃貸借契約書に記載のある賃貸借契約者本人。
- 「再入居費用バックアップサポート」(以下「本制度」といいます)

会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、被害に遭ってから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産賃貸業者の仲介する賃貸物件に転居する場合に、その再入居費用の一部を負担する制度。

- 「入居住宅専用部分」
提携不動産賃貸業者を仲介者とした賃貸借契約に基づき会員本人が居住する物件で、人が居住の用に供する部分のうち会員が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分。ベランダは除く。
- 「施錠中」
入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。
- 「侵入盗被害」
施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。
- 「ストーカー被害」
会員がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求めるとの旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴が行い受理された場合。
- 「対象期間」
入居者との間で賃貸借契約に付随して本制度が約定された日(更新による賃貸借契約日を含みます。)から本サービスの有効期限まで。

第22条 (顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて)

会員の個人データを記録した顧客名簿は、当社のデータベースにて適正に管理します。また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を当社の業務委託先等の第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

第23条 (適用対象外)

- 次の各号の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。
- 会員の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害
 - 会員及び会員の親族、使用人、同居人または止居人が自らなし、または加担した行為
 - 提携不動産賃貸業者以外の仲介により転居した場合
 - 地震、噴火、風水災、その他の天災
 - 会員または会員の親族以外の者が対象居住内にて在宅中の侵入盗被害
 - 入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害
 - 被害について警察への届出がない場合
 - 同一入居住宅専用部分において、対象期間中2回目以降の侵入盗被害またはストーカー被害
 - 侵入盗被害が未遂であった場合
 - 客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できないまたは判断が困難な場合
 - 転居先が実家や知人宅等の場合
 - ストーカー被害がストーカー行為等の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合
 - 入居日直前の事故

第24条 (本制度の利用申請)

- 当社は、本制度利用申請の受付後、申請内容の確認(本補償制度に関する各種問い合わせを含みます。)を行うものとし、会員は速やかに次の各項に掲げる事項を当社に報告するものとします。
- 当社は、会員からの利用申請の受付時、以下の事項をご確認させていただきます。
 - 住所・氏名・電話番号・性別
 - 本制度を約定した日(賃貸借契約日)・被害の発生日時と状況
 - 警察への盗難届けの有無
- 本制度を利用するときには、会員は以下の書類を当社に提出しなければなりません。
 - 公の機関が発行する受理番号
 - ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を

施した証明書

- 当社の定める事故報告書
- 侵入盗被害を証明する書類
- 転居先の賃貸契約書(写)
- その他当社が必要と認める書類

第25条 (負担金)

- 当社の調査により、会員の申告した被害が本制度の対象であると判断されたときは、新たな賃貸借契約締結時に再入居費用の一部として、提携不動産賃貸業者にて10万円を一律負担します。なお、提携不動産賃貸業者の指示により、当社より後日負担金相当額を会員へキャッシュバックする場合もあります。
- 会員が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、6ヶ月以内に再度当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合は、前項と同様に10万円を一律負担します。
- 本制度のご利用は、対象期間ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受けることができます。

第26条 (入居者への通知)

当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、本規約が記載された「マテバ安心サポート」申込書の控を交付します。

第27条 (本制度の対象範囲)

本制度は、提携不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第28条 (他の補償制度との関係)

本制度は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第5章 「入居者補償制度(保険)」

第29条 (内容)

- 入居者補償制度(以下「本制度」といいます。)は、火災等により家財に損害が生じた場合や賠償責任(不注意による失火、階下への漏水事故等)を負担した場合等に、会員に対して補償を提供することを目的とします。
- 本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。保険料は当社が保険会社へ支払います。
- 本制度の保険契約は本規約に同意することをもってお客様の意向を把握・確認したものと、自動で付帯されます。
- 本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位が他に移動した場合、または前項の保険契約が終了した場合に終了します。本制度の補償内容、保険金額(保険料率)に変更が生じた場合は、引受保険会社の運営するホームページ等で告知します。
- 本制度の損害保険契約の概要は下記の通りです。
<記載事項> 引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社
保険種類：すまいレスキュー保険C
損害保険の補償内容および補償額、個人情報の取扱い等：パンフレットの通り

マテバ安心サポート 個人情報の取り扱いに関する同意書面

本書面は、今回お客様に記入していただく個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込書・記入フォーム・お電話にてサービスの申込やお問い合わせくださる場合は、下記内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえご記入・お申込み・お問合せください。

- 個人情報の利用目的
お客様の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。
 - 当社事業活動における各種サービスをご提供するため
 - お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
 - (1)に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触を必要が発生した際のため
 - お客様から頂いたご相談・お問合わせ・ご意見・ご要望にお答えするためのただし、次の場合においては、ご本

人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。

- 法令に基づく場合
- 当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

2. 個人データの共同利用

当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。

- 個人データの項目
お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。
- 共同利用するグループ会社：ティガリアルエステート株式会社、株式会社A-NEX
- 個人データ管理責任者：マテバ株式会社

3. 個人情報の委託

当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に委託することがあります。その場合は当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でお客様の個人情報を委託します。

4. 匿名加工情報の取扱いについて

当社は特定の個人を識別できないよう加工した情報であって当該個人情報を復元することができないようにした情報(匿名加工情報)についてお客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

5. 個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報及び特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6. 個人情報の記入の任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7. 当社運営Webサイトの個人情報の取扱いについて

当社は、当社運営のWebサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie及び匿名ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。

- 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため
- 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
- 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等(以下「規約等」といいます。)に違反する行為に対する対応のため
- 本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- 個人を特定できない状態で統計資料として利用するため

8. 当社の個人情報管理責任者(「個人情報保護管理者」)

所属：代表取締役 筒井 太一朗
連絡先(e-mail)：pp@mateba.jp
お問い合わせ、訂正・利用停止等
当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切かつ迅速に対応いたします。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

窓口：総務課 加藤 俊行
連絡先(e-mail)：pp@mateba.jp